

評価基準【知識・技能習得訓練コース（集合訓練）】

No.	評価項目	審査基準	細目配点	配点	
1	訓練実施体制	・職業訓練サービスの質の確保及び向上	・訓練を担当する予定の講師や訓練運営責任者等が「職業訓練サービスガイドライン研修」を受講しており、職業訓練サービスの質の確保及び向上を目指しているか。	5	35
		・受講の要件と理由	・受講の要件と理由が適切か。	5	
		・定員の設定	・定員の設定が地域における障害者の求職状況から判断して妥当であるか。	10	
		・最少開講人数の設定	・定員の7割未満 [10点] ・7割以上9割未満[5点]	10	
		・施設設備	・教室及び実習室、自習室、談話室・休憩室等が整っているか。	5	
2	訓練内容	・雇用ニーズの把握、分析	・障害者の雇用ニーズ（訓練実施地域における目標とする職種の求職者数、求職者のニーズ、企業ニーズ等）を把握・分析して訓練を設定しているか。	10	25
		・障害に応じた訓練	・障害の種別や程度に応じた対応や指導の工夫ができるか。	5	
		・仕事理解	・障害の種類や程度、習得したスキルレベルに応じて働ける仕事についての分析をしているか。	5	
		・使用器具、ソフト等	・目標とする職種で働くために使用する器具やソフト等が適切か。	5	
3	就職率	・障害者の就職を目的とした訓練の就職率（過去2年間の上位4コースの平均値）	・55%以上 [10点] ・35%以上55%未満 [5点] ・15%以上35%未満 [3点] ・15%未満 [1点] ・実績なし [0点]	10	10
4	就職支援	・就職支援体制	・就職支援実績はどうか。 ・就職支援に必要と思われる資格等を所持しているか。	10	30
		・就職支援の内容	・就職支援内容が具体的であるか。 ・就職率の達成が期待できる支援内容か。	10	
		・職場定着に向けた支援の内容	・支援機関と連携を図ることができるか ・職場定着のための支援が具体的か。	10	

※次のいずれかに該当する場合、失格とする。

- ・委託料が上限額を超えた場合
- ・上記評価基準に基づく評価値の合計が100分の60未満の場合